



給食費の取扱い



◆白老町在住の1号・2号認定子どもの主食費および副食費は、免除対象以外の世帯においても保護者負担はありません。

◎1号認定子どもの副食費

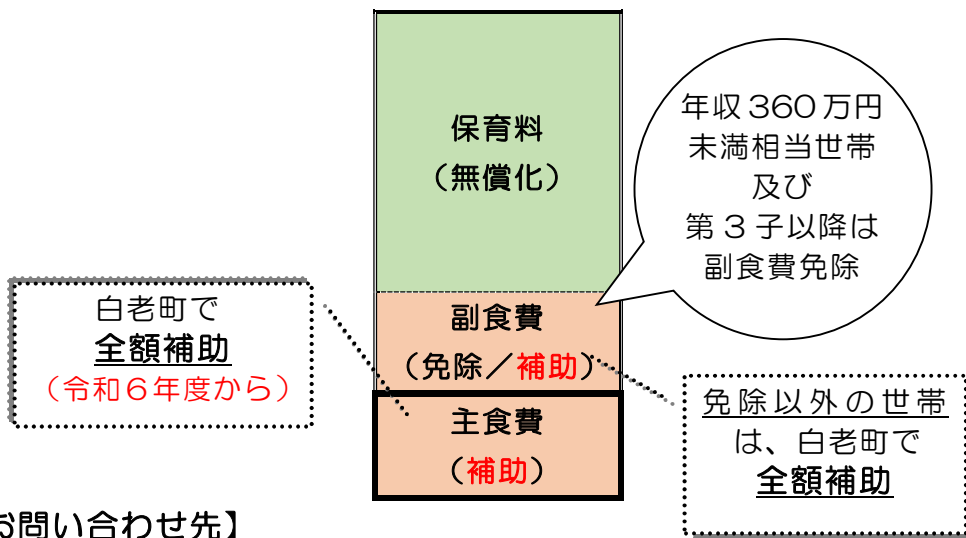
所得階層	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層（生活保護世帯）	免除対象				
第2階層 （年収270万円未満相当）				うちひとり親世帯等	
				その他	
第3階層 （年収360万円未満相当）				うちひとり親世帯等	
				その他	
第4階層（年収680万円未満相当）	白老町で補助				
第5階層（年収680万円相当以上）					

◎2号認定子どもの副食費

所得階層	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層（生活保護世帯）	免除対象				
第2階層 （年収260万円未満相当）				うちひとり親世帯等	
				その他	
第3階層 （年収330万円未満相当）				うちひとり親世帯等	
				その他	
第4階層 （年収360万円未満相当）	白老町で補助				
第4階層（年収470万円未満相当）					
第5階層（年収640万円未満相当）					
第6階層（年収930万円未満相当）					
第7階層（年収1,130万円未満相当）					
第8階層（年収1,130万円相当以上）					

無償化後

1号、2号認定（共通化）



【お問い合わせ先】



白老町 子育て支援課 子育て支援グループ
 〒059-0904 白老町東町4丁目6番7号(いきいき4・6内)
 ☎0144-85-2021 (直通)

ウポポイPRキャラクター
トウレップン